

三次市教育委員会告示第8号

三次市文化振興活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月26日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市文化振興活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市文化振興活動支援補助金交付要綱（平成29年三次市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和2年3月30日から施行する。